

墨田区災害時受援・応援計画について【概要】

第1章 総則（P. 1～9）

1 計画の目的（P.2）

「墨田区災害時受援・応援計画」（以下「本計画」という。）の目的は、大規模災害時において受援・応援の考え方や体制、手順等を定め、他自治体等からの人的・物的資源の受入れや、被災自治体への人的・物的資源の提供を円滑かつ確実に実施していくことである。

本計画では、「受援」と「応援」を次のように位置付ける。

＜応援・受援の位置付け＞

種別	位置付け
受援	被災した墨田区が、応援団体等から人的・物的な支援を受けること。
応援	墨田区が被災自治体へ、人的・物的な支援をすること。

2 計画の位置付け（P.3）

本計画は、「墨田区地域防災計画」に定められた広域連携体制等を具体化した下位計画とし、「墨田区事業継続計画（BCP）〈地震・風水害編〉」（以下「BCP」という。）及び「墨田区職員災害対策マニュアル」と連動し、BCPに定める非常時優先業務の実施時に不足する人的・物的資源を補完するものである。

3 計画策定のポイント（P.3～4）

- 過去の大規模災害の課題を踏まえた受援体制の整備
- 地域特性を踏まえた受援対象業務の検討及び体制の整備
- わかりやすいフロー及び手順による構成

4 計画の対象期間（P.5）

本計画の「受援」に関する対象期間は、原則として、災害対策本部態勢が発令されてから、他団体等からの受援が必要な期間までとする。具体的には、区が避難所運営等の非常時優先業務を通常業務と並行して実施できる体制が整うまでの期間として、発災からおおむね1か月間とする。

＜本計画の受援・応援区分と対象期間の想定＞

区分	応援団体	発災から 24時間以内	発災から 72時間以内	発災から 1週間以内	発災から 1か月以内
人的 受援	自衛隊	→	→	→	→
	警察・消防	→	→	→	→
	東京都	→	→	→	→
	災害時協力協定締結団体	→	→	→	→
	ボランティア	→	→	→	→
物的受援		→	→	→	→
人的・物的応援		→	→	→	→

※ 破線矢印部は、当該期間において既に本区及び応援団体又は被災自治体の体制が確立されている場合に、受援・応援が開始される可能性があることを示すものである。

5 人的・物的受援の体制（P.6）

災害対策本部が立ち上がった際の、本計画に定める人的・物的受援の体制は次のとおりである。

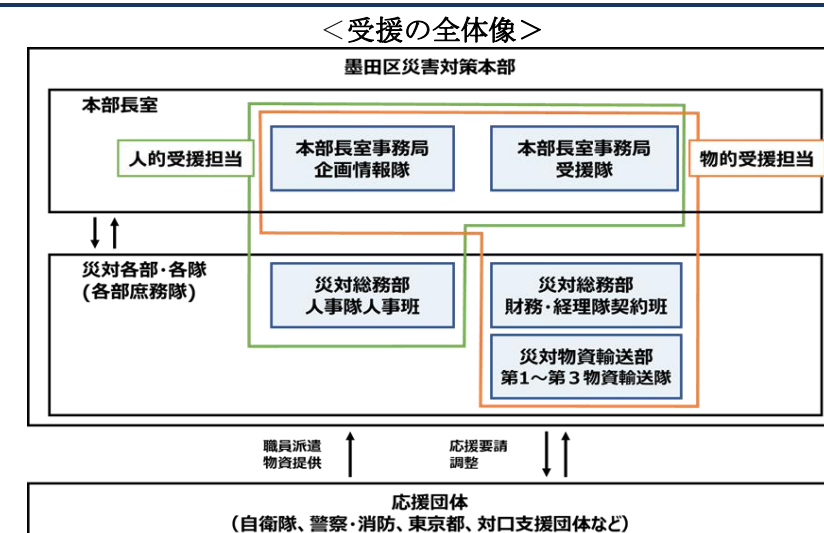
＜人的・物的担当を構成する部・隊・班＞

受援担当	担当部・隊・班	受援担当	担当部・隊・班
人的 受援 担当	本部長室事務局 企画情報隊	物的 受援 担当	本部長室事務局 企画情報隊
	本部長室事務局 受援隊		本部長室事務局 受援隊
	災対総務部 人事隊人事班		災対総務部 財務・経理隊契約班
			災対物資輸送部 第1～3物資輸送隊

6 受援の全体像（P.7）

人的受援担当は災対各部・各隊の人的ニーズを、物的受援担当は物的ニーズをそれぞれ把握する。その情報を基に受援隊等は、応援団体と調整し、災対各部・各隊に人的・物的資源の派遣及び提供を行う。

本部長室事務局は、人的・物的受援を統括し、本部指令の伝達、応援団体との連絡調整等を行う。



第2章 人的受援（P.10～26）

1 受援対象業務の範囲（P.10）

BCPの応急復旧業務及び通常業務を含む非常時優先業務を対象とする。

2 受援対象業務の選定（P.10）

東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等の過去の災害経験から、特に応援職員の受入れが必要と想定される業務を選定する。

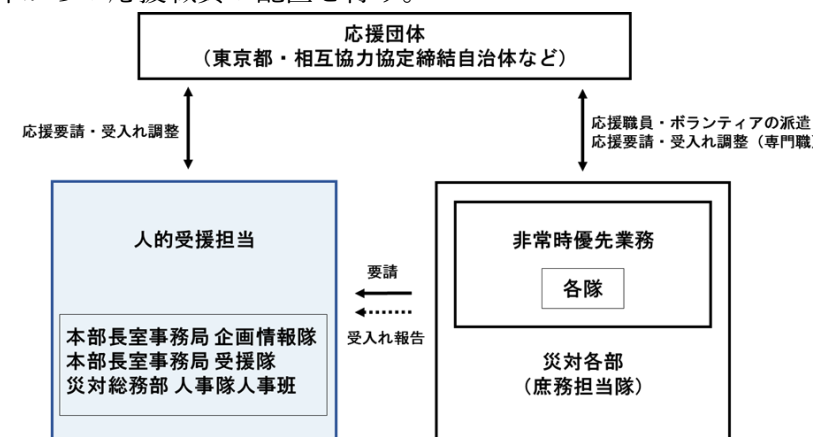
＜受援対象業務一覧＞

No.	非常時優先業務名	担当部	No.	非常時優先業務名	担当部
1	災害マネジメント（本部事務局運営）	本部長室事務局	6	罹災証明書の交付	災対総務部
2	避難所への職員派遣・避難所運営	災対救護部	7	被災者支援・相談業務	災対総務部
3	支援物資輸送・管理に係る業務	災対物資輸送部	8	災害ボランティア派遣関連	災対総務部
4	災害廃棄物の処理	災対環境部	9	応急仮設住宅入居者の募集・選定	災対建築部
5	住家被害認定調査及び罹災台帳の作成	災対総務部	10	応急危険度判定	災対建築部

3 人的受援体制（P.18～19）

区全体の人的受援の調整は、人的受援担当で行う。BCP及び本計画の発動後は、速やかに人的受援担当を設置し、全庁的に非常時優先業務を実施するため、区職員の配置換えを行うほか、都や協定締結自治体等の応援団体からの応援職員の配置を行う。

＜人的受援体制＞



第3章 物的受援（P.27～40）

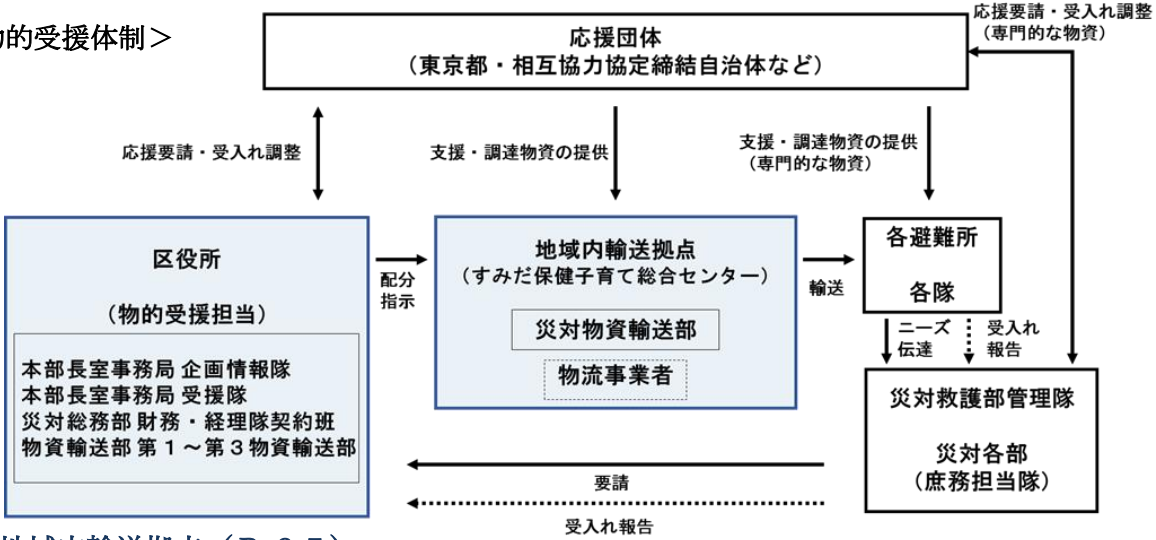
1 受援対象物資の取扱い（P.27）

本計画で対象とする物資は、備蓄物資、支援物資、調達物資及び義援物資とする。
なお、物的受援の対象となる物資は、支援物資、調達物資及び義援物資とする。

2 物的受援体制（P.30）

区全体の物的受援の調整は、物的受援担当で行う。物的受援担当は、集約した各避難所及び各隊の物資要請に基づき、物資輸送計画（配分に係ること。）を作成し、応援団体への応援要請を行う。
地域内輸送拠点では、応援団体から物資を受け入れ、物流事業者、災対物資輸送部及び物的受援担当が連携して、物資輸送計画（輸送に係ること。）を作成し、各避難所及び災対各部へ物資を輸送する。

＜物的受援体制＞



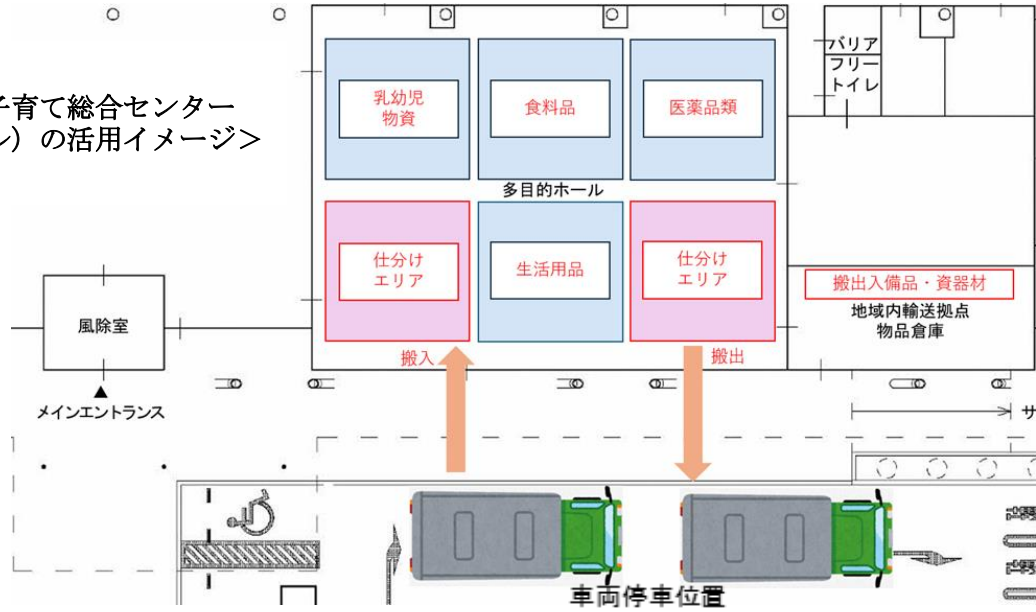
3 地域内輸送拠点（P.37）

区では、地域内輸送拠点としてすみだ保健子育て総合センターを選定し、同施設1階の多目的ホールを活用する。

＜地域内輸送拠点＞

拠点名（施設名）	所在地（住所）	多目的ホールの面積（容積）
すみだ保健子育て総合センター	墨田区横川五丁目7番4号	約322㎡ （約800㎡）

＜すみだ保健子育て総合センター（多目的ホール）の活用イメージ＞



第4章 被災自治体の応援（P.41～46）

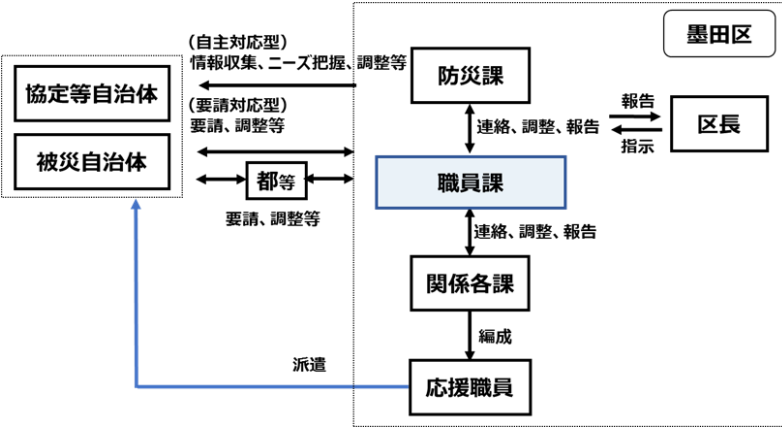
1 被災自治体の応援の考え方（P.41）

被災地の応援には、防災担当、人事担当、専門分野に係る担当等の庁内横断的な体制が必要であり、応援の意思決定から派遣まで早急な対応が求められるため、本計画では、被災地への応援体制、役割及びルールを定めるものとする。

2 人的応援（一般職）の体制（自主対応型（プッシュ型）・要請対応型（プル型））（P.42）

人的応援（一般職）は、職員課を中心に行う。

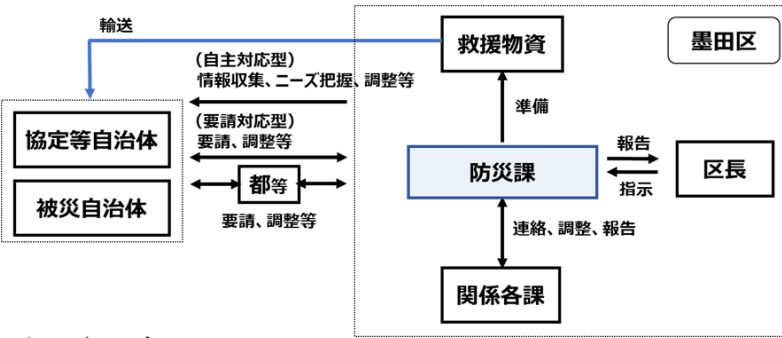
＜人的応援の体制及び役割＞



3 物的応援の体制（自主対応型（プッシュ型）・要請対応型（プル型））（P.44）

物的応援（食料、飲料水等の救援物資）は、防災課を中心に行う。

＜物的応援の体制及び役割＞



区の相互応援協定締結自治体は次のとおりである。

No.	自治体	No.	自治体	No.	自治体
1	東京都・特別区・市町村	4	義士親善友好都市（22自治体）	7	山形県高畠町
2	栃木県鹿沼市	5	防災ネット参加自治体（6自治体）	8	埼玉県飯能市
3	長野県小布施町	6	山形県鶴岡市（旧朝日村）	9	北海道芽室町

第5章 今後の対応方針（P.47～48）

1 計画の見直し

災害時における分掌事務の見直し、受援対象業務の更新・追加

2 災害時における協定締結の推進

災害時協力協定締結の推進、協定の実効性の確保

3 受援訓練の実施

受援を想定した図上訓練等の実施

4 受入体制の整備

受入れ・活動環境の整備、地域内輸送拠点の実効性の確保

5 DXの活用

被害情報の整理、備蓄倉庫の整備・運用及びシステム導入の検討等